

## 性的犯罪に関する 3つの無罪判決について

従前の強姦罪（刑法第177条）が成立するためには、犯人男性に被害女性の反抗を著しく困難ならしめる程度の暴行・脅迫を手段として「姦淫」することの認識・認容が必要であった。しかし、平成29年7月13日に施行された強制性交等罪は、姦淫のみならず肛門性交や口腔性交を含めて「性交等」とし、男性に対する性交等も強制性交等罪に該当させ、かつ、非親告罪とすることでその处罚範囲を広げることとなつた。いわば、女性の性的自由を守るための規定であった強姦罪を法改正によって性別不問の規定として处罚範囲を拡大させたのである。

ところが、最近、強姦罪等や強制性交等罪に関連した刑事事件のうち、3件の無罪判決が言い渡されている。

報道によれば、福岡地裁久留米支部に起訴された準強姦被告事件は、被害女性が大量にテキーラを飲ませられた上で姦淫された事案であったが、被害女性が抗拒不能な状態になつていたことは前提にしながらも、裁判所は、平成31年3月12日、被告人

には被害女性が抗拒不能な状態になっていたことの認識・認容がなかつた（故意がない）として無罪判決を言い渡した。この被害女性に大量のテキーラを飲ませた者と「姦淫」した者とが別人であったことや、被害女性がこのサークルのイベントに参加したのは初めてであったが、このイベントではたびたびわいせつな行為が行われていたこと、被告人と被害女性との飲食店内での性交を4人以上の者が目撃していた事実も認められているようで、当該女性からも明確な拒絶の意思が示されていなかつたことも無罪判決の理由として影を落としているのかもしれない。

被告人は被害者の拒絶を認識していない（故意がない）として無罪判決を言い渡した。

さらに、名古屋地裁岡崎支部に起訴された準強制性交等被告事件は、19歳になる長女が中学2年生から長年に亘って実父から性交等を行われるようになっていたところ、その後、被害女性が友人に相談したことでかかる事実が市役所に知るようになり、その後、平成29年8月と9月の2回に亘って性交に至った事実が起訴された事案であった。裁判所は、平成31年3月26日、これらの性交 자체は長女の意に反するもので、抵抗する意思や意欲を奪われた状態であったことは認定しつつも、長女の人格を完全に支配し、強い従属関係にあったとまでは認めがたいとし、長女が抗拒不能な状態になっていたと断定するには合理的的疑いが残るとして無罪判決を言い渡した。

一般的に殺されるのではないかとと思うほどの暴行脅迫が加われば

被害女性は声も出せなくなるのではないか、仮に被告人となつた男性から見て抵抗や拒否の態度が明らかでない状況があつたとしても、それは被害女性に及ぼされるかも知れない危険を女性自身が最小限にしようとすると自己防衛行動ではあるまいか。通常の状況であれば反抗し得るような暴行脅迫であつても、強姦や強制性交等の被害者になつた場合には擬死状態となり身体が硬直して反抗できなくなる状況になることとも直視する必要がある。性的被害を訴える心理的ハードルはいまだ極めて高い。中学2年生から強制性交等を実父から強いられてきた長女は両親を説得して何とか専門学校に入学できだが、「専門学校の学費を支払ってやる」という実父の言葉に負い目を持つていた。長年に亘つて持たざるを得なかつた長女のあきらめの気持ちや、眞い目の気持ちを、強制性交等の犯罪成立に手枷足枷となるような心理的理由に用いてはいけない。暴行脅迫や抗拒不能の認定について被害者の心理等の知見を踏まえた実務運用を急がなくてはならない。